

専決処分の報告について

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、
地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

専 決 処 分 書



市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

985,200円

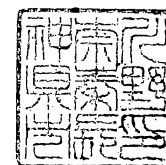
2 賠償の相手方

[Redacted]

[Redacted]

令和6年2月2日

秦野市長 高橋 昌 和



事故の概要

(1) 発生日時

令和5年12月19日(火)午後3時25分頃

(2) 発生場所

秦野市曾屋4530番2先

(3) 事故の状況

[Redacted]さんの運転する軽自動車([Redacted]さん所有)が、上記場所の市道63号線を走行中、道路用地内の法面にあった枯れ木が倒れて車両と接触し、その一部が損傷した。

(4) 本市の責任原因

市道の管理^{かし}瑕疵

(5) 本市の責任割合

100パーセント